

居宅介護支援サービス内容説明書

大崎上島町社協居宅介護支援事業所が、あなたに提供するサービスは、以下のとおりです。

1. 提供するサービス

居宅サービス計画の作成

※ サービス計画までの手順は次の通りです。

- ・ ご自宅を訪問し、あなたのご家族からお話をお伺いします。
- ・ あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

情報の提供

要介護認定の申請、変更の代行

関係申請者等の連絡調整

給付管理表の作成・提出

※ 毎月、国民保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

- (1) このサービス提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの防止になるよう、適切にサービスを提供します。
- (2) サービス提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

2. 担当の職員

- ・ あなたを担当する介護支援専門員は（ ）です。

- (1) 職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その掲示をお求め下さい。
- (2) なお、当事業所の管理者は（ 賀志谷 光也 ）です。苦情等ありましたらご遠慮なくご連絡下さい（TEL 62-1255）。

3. 担当職員の変更

あなたはいつでも担当職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事者は、担当の職員が退職する正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

4. 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

- 利用料・・・要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。
保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヵ月につき要介護度に応じてお支払いいただき、本会からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日大崎上島町の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。
- 交通費・・・サービス提供・実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費（自動車を使用する場合は、路程1km当たり20円）が通常の事業の実施地域を越えたところから必要となります。
- その他・・・記録の謄写費用（A4サイズ1枚20円）などをいただくことがあります。

5. 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

個人情報使用同意書

私と大崎上島町社協居宅支援事業所との間の介護保険法に基づく契約書第9条の秘密保持に関し、大崎上島町社協居宅介護支援事業所が私のよりよき介護のためのサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合、私及び私の家族の個人情報を、契約期間中用いることに同意します。

ただし、個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援事業所

大崎上島町社協居宅介護支援事業 様

(サービスの利用者)

住所 〒 広島県豊田郡大崎上島町 _____

氏名 _____ 印

(立会者・署名代行者)

氏名 _____ 印

本人との関係 _____

立会・署名代行の理由 _____

(家族の代表者)

住所 〒 広島県豊田郡大崎上島町 _____

氏名 _____ (続柄) _____ 印